

## パブリックコメントで寄せられた御意見と当該意見に対する内閣府の考え方

No.	意見概要	内閣府の考え方
応急危険度判定との連携		
1	住家の被害認定に応急危険度判定の結果を反映すべきではない。	応急危険度判定と被害認定はその目的及び判定基準を異にするものです。このため、ある住家が応急危険度判定で危険と判定されたという理由をもって、全壊又は半壊と被害認定することはできません。
2	住家の被害認定に応急危険度判定の結果を参考にすべきである。	ただし、両者の調査内容には共通する部分もあることから、住家の被害認定に当たり、相違を踏まえた上で応急危険度判定の内容を活用することも考えられます。
3	応急危険度判定と被害認定の相互の関連をより整合的に明示すべきである。	今回、このような観点から改めて検討し、応急危険度判定の結果の一部について被害認定の参考にできることを規定しています。 なお、御意見を踏まえ、この趣旨が分かりやすくなるように運用指針改定案を修正しました。
4	「一部」とは、建築物の大部分のことをいう、という規定が難解であり、調査員に周知すべきである。	御意見を踏まえ、この規定を削りました。
被災者から不服の申立てがあった場合の対応		
5	再調査の申し出がある世帯は、全て再調査を実施すべきである。	被災者から判定結果に関する不服の申立てがあった場合には、当該被災者の不服の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を行うこととしています。
6	地方公共団体による自主的な再調査も運用指針に位置づけるべきである。	本運用指針は、被害認定の標準的な調査・判定方法を示すものであり、職権による再調査の必要性については、被災地方公共団体において実情に応じて判断していただくことが適当と考えます。
7	被災者に調査の趣旨がきちんと説明されるようにすべきである。	調査員が被災者に対し調査の趣旨を適切に説明すべきことについては、研修・説明会等で周知してまいります。

No.	意見概要	内閣府の考え方
地盤被害による住家被害の認定		
8	地盤も住家の一部とみなして、被害認定をすべきである。	被害認定基準においては、「住家」とは「現実に居住のために使用している建物」と規定しています。このため、敷地の被害は、直接には住家の被害認定の対象外として取り扱っています。
9	基礎の直下でない地盤の被害も含め、地盤被害について総合的な判断ができるようにすべきである。	今回の見直しにおいては、 ア. 地盤被害と基礎の損傷の関係が明らかな場合で、一見して住家が全壊と判定できる場合 イ. 地盤被害により基礎が損傷していると認められる場合 を示したものです。 なお、基礎の直下でない地盤の被害による住家の被害については、これまでと同様、各部の損害割合の算定の際に、各部の損傷として反映されることになるものと考えられます。
2階建等の住家における1階等の価値を考慮した損害割合の算定		
10	観念的な価値を被害認定の被害の程度の判定方法に導入するのは好ましくないのではないか。	今回の見直しでは、被害実態をより適切に反映した損害割合の算定を行えるよう、台所、食堂、居間、浴室、トイレ等の各室が存し、各室の有する様々な機能が相乗的に1階の価値を高めていることを考慮して、1階の損害割合の割増しができるよう見直しを行うこととしています。
11	「専ら1階が被害を受けた住家」だけに適用されるのかどうか、明確化すべきである。	2階建等の住家における1階等の価値を考慮した損害割合の算定については、専ら1階が被害を受けた住家だけに適用できるものではなく、1階と2階の双方が被害を受けた住家等についても適用できることとしています。
12	面積比により乗じる係数が異なる考え方を整理して示すべきである。	各階の損害割合に乗じる係数は、1階と2階の床面積比が2：1である住家を標準モデルとして、住家全体で判定した場合の損害割合と1階のみを1つの住家とみなして判定した場合の損害割合を平均したものです。 住家の1階と2階の床面積比が、これと大きく異なる場合等には、運用指針に示している各階の損害割合に乗じる係数の考え方により、別途係数を設定することも必要と考えています。 研修・説明会等でもこの考え方について周知してまいります。
13	屋根の損害割合については、1.25倍を乗じる範囲から除外すべきである。	通常、1階にも2階にも屋根があると考えられるため、1階の屋根についても1.25倍を乗じる範囲に含めています。

No.	意見概要	内閣府の考え方
被害認定の考え方の明記		
14	「人が住むことができる場所か、それとも形は整っているけれども実態的な生活は難しいということなのか」の判断が肝要である旨を記載すべきである。	災害の被害認定基準においては、住家全壊については、「住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には・・(中略)・・住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%に達した程度のもの」と規定しています。本運用指針は、このような考え方に則った被害認定ができる調査・判定方法を定めるものであり、今回、被害実態を的確に調査し、これに即した適切な判定を行えるよう、各般の見直しを行うこととしています。
15	災害の種類、地域による住宅の仕様の違い等を踏まえ、自治体が独自の調査・判定方法を定めて良い旨を明記すべきである。	本運用指針は、住家の被害認定に係る標準的な調査方法及び判定方法であり、このことはこれまで本運用指針を掲載した冊子の「はじめに」等に明記しており、今回の見直し後もこのことを明記することとしています。さらに、本運用指針においては、地震、水害、風害以外の災害については、本運用指針の考え方を参考に、被害認定基準等に基づき適切に被害認定を行う旨、また、部位別構成比については、地域に応じた適切、適当と思われる部位別構成比を使用することも必要と思われる旨を明記しています。
16	災害の現況の迅速な把握及び被災者支援策の判断材料という目的を明確に区別して、被害認定の運用がなされるようにすべきである。	被害認定基準等には、「災害の現況を迅速かつ的確に把握し対応するための情報の目安」という面がある一方、「各種被災者支援策の判断材料となる被害調査の基準」としての面があります。運用指針の総則「3. 住家の被害認定基準等と被害認定調査の運用」においては、そのそれぞれに応じた的確な被害認定の運用が望まれることを明記しています。
その他		
17	火山災害や土石流災害についても、調査・判定方法を示すべきである。	今回の見直しにおいては、過去に一定以上の被災事例がある地震、水害、風害について、調査・判定方法を作成したものです。その他の災害については、運用指針の考え方等を参考に、被害認定基準等に基づき被害認定を行うこととしています。

No.	意見概要	内閣府の考え方
18	判定方法を簡素化すべきである。	今回の運用指針の見直しの後、これを踏まえて被害認定の調査票の様式の見直しを検討することとしています。その際には、被害認定の効率的な実施に資することとなるよう、できるかぎり調査票の様式の簡素化を図るという観点からも、検討を進めてまいります。
19	水害による被害の認定方法は、専ら浸水深によって判定をする方法を導入すべきである。	浸水深と損害割合の関係については、引き続き研究してまいります。
20	住家の水平面での傾き（水平面の歪み、床の傾斜等）を被害認定に反映できるようにすべきである。	床、天井の損傷の例示に水平面での傾きにより生ずる「不陸」、「隙間の発生」等の損傷が規定されており、これらの損傷は各部位の損害割合に反映されています。
21	集合住宅については、「共同住宅（賃貸アパート等）」と「区分所有建物（分譲マンション等）」に分けて取り扱うべきである。	被害認定の実態を踏まえて、必要に応じて検討してまいります。
22	老朽化による劣化は被害認定で評価するのか。	被害認定は、災害による被害の程度を判定するものであることから、老朽化による劣化は評価しないものと考えています。